

あましん後見支援預金特別約定

奄美大島信用金庫

後見支援預金は別途交付します「普通預金規定」(以下、「規定」といいます。)に定めるところに加えて、以下の特別約定(以下「特約」といいます。)に定めるところにより取扱います。

1. (利用対象者)
家庭裁判所が「指示書」を交付した者。
2. (取扱店の限定)
管理口座取引店のみを窓口として取扱うものとする。
3. (取引の方法)
すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。
4. (自動支払い、インターネットバンキング、テレホンバンキング)
公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取り、インターネットバンキング、テレホンバンキングのご契約はできません
5. (キャッシュカードの取扱い) ト
キャッシュカードは発行できません。
6. (ATM利用)
ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。
7. (振込)
後見支援預金への振込はできません、振込があった場合仕向金融機関へ返却します。
8. (現金支払)
現金でのお支払いはできません。(管理口座への振替となります)
9. (後見支援預金のみのお取り扱い)
後見支援預金のみのお取り引きはできません。
同一店舗に成年後見制度の届出普通預金口座(後見人が管理する被後見人の口座)が必要です。
10. (死亡時等の取扱い)
成年被後見人が死亡した場合、或いは未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは口座解約手続等が必要となります。
11. (預金保険の適用)
当預金は当金庫被後見人名義(後見人が管理している口座も含む)の他の預金と合算して1000万円とその利息が預金保険制度の適用の対象となります。
普通預金無利息型(決済用預金)をご利用の場合は当預金の残高全額が預金保険制度の適用の対象となります。
12. (解約)
下記のいずれかに該当する場合は口座開設店にて解約を行います。
・家庭裁判所から交付を受けた「指示書(解約)」に基づき解約する申し出があった場合。

- ・口座の残高が1回の定期定額送金の金額に満たなかった場合。
- ・預金者が法定後見制度の適用外となった場合。
- ・預金等共通規定8.（解約等）に定める預金の解約を行う場合。
- ・法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合。

13.（解約金の振り込みについて）

解約金を振込で処理する場合は、所定の振込手数料がかかります。

（適用条項）

十

- （1）この特約に定めのない事項については、預金共通規定が適用されるものとします。
- （2）特約の条項と預金共通規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- （3）この特約および預金共通規定に定めのない事項が発生した場合は、当庫と協議のうえ決定します。